

基本的方向2

安全で安心して学べる教育環境の整備

【SDGs】			【目指す方向】
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の登下校時の見守り活動を地域ぐるみで推進します。 ・小中一貫校（義務教育学校）設置に向け、地域とともにある学校づくりの観点のもと参画します。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理配送事業者及び学校給食食材納入事業者は、安全衛生管理を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の定期的な点検、計画的な改修を実施します。 ・通学路の点検、安全対策を推進します。 ・学校給食の安全衛生管理を徹底します。 ・小中一貫校（義務教育学校）の整備を推進します。



交通安全教室



学校施設(プール)の修繕

基本的方向2の施策と人づくりの柱との関連			
【基本的方向2の施策】		人材育成	環境整備
施策10	市立学校の適正規模・適正配置の推進	—	○
施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備	—	○
施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進	○	○
施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保	○	○
施策14	学びのセーフティネットの構築と充実	—	○
施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり	○	○



竜巻を想定した避難訓練



不審者を想定した避難訓練



通学路へのストップマークの設置



学校給食展

施策10 市立学校の適正規模・適正配置の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

—

環境整備

○

現状と課題

- 少子化の進行に伴い、全国的に学校の小規模化が見られます。本市でも学校の小規模化が進み、複式学級を抱える学校も見られます。

学校教育では子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することなどを通じて一人一人の資質・能力を伸ばしていくことが大切であり、そのためには一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

- 本市では、平成27(2015)年1月に「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定しました。

その後、「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)」等を策定し、市立学校の適正規模・適正配置を推進してきました。

- 令和2(2020)年4月には本市初の施設一体型小中一貫校として「あそ野学園義務教育学校」が開校し、令和5(2023)年4月には「葛生義務教育学校」が開校、続いて令和10(2028)年4月には佐野西中学校区を対象とする「かえで義務教育学校」の開校、その後には城東中学校区小中一貫校の開校を予定しています。

また、保護者・地域住民からの要望を受け、赤見小学校と出流原小学校の統合に向けて検討を進めています。

- 今後も個別計画等に基づき、小中一貫校の整備を進めていく必要があります。併せて、小規模な学校の在り方について検討していきます。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	計画に対する設置された小中一貫校の割合	22.2%	30.0%

施策10	市立学校の適正規模・適正配置の推進			
主な取組	(1) 義務教育学校の整備			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
子どもたちにとって望ましい教育環境と小中一貫教育のより一層の推進を図るために、義務教育学校の整備を進めていきます。				

具体的な方策	内 容
①計画に基づく義務教育学校の設置	佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）改定版に基づき、義務教育学校の設置を進めます。

関連事業、会議・研修等	
○小中学校適正配置推進事業	○佐野西中学校区小中一貫校整備事業
○城東中学校区小中一貫校整備事業	



あそ野学園義務教育学校



葛生義務教育学校



かえで義務教育学校 学校運営部会



かえで義務教育学校制服

施策11 安全・安心で快適な学校施設の整備

人づくりの柱との関連

人材育成

—

環境整備

○

現状と課題

- 全国の学校施設では、耐震化が最優先に進められ、大部分の学校で完了している状態ですが、この間、学校施設の老朽化が進行した割合が急速に増え、外壁等の落下事故が全国で発生しています。
また、近年、猛暑が長期に渡って続き、子どもたちの熱中症が全国で相次いでいるため、その予防対策として学校施設へのエアコン設置が進められています。このほか、学校トイレの洋式化の遅れが課題となっています。
- 本市の学校施設の耐震化率は100%を達成しています。また、ブロック塀の改修を行ったり、天井材や外壁等の非構造部材は職員による日常的な目視点検や他の工事に合わせた改修を行ったりしています。
さらに、遊具の点検と更新にも努めていますが、施設の老朽化は全国の傾向と同じように進行しており、計画的・効率的に保全・更新を進めていく必要があります。
- 本市は普通教室へのエアコン設置を他に先駆けて取り組み、平成23(2011)年にはすべての普通教室への設置を完了しています。
※全国の公立学校の普通教室のエアコン設置率：99.1%
(令和6(2024)年9月1日時点)
- 学校体育館のエアコンについては、西中学校を除く市立学校23校について令和8(2026)年度中に全校一斉に整備する予定です。
- 学校トイレの洋式化については、令和元(2019)年度から順次設置を進め、令和6(2024)年3月末現在61.3%が洋式化されており、今後も計画的に整備を進めていきます。
※全国の公立小中学校のトイレの洋式化率：68.3%
(令和5(2023)年9月1日時点)

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	施設の瑕疵による事故件数	0件	0件
2	修繕依頼のあった学校施設の修繕が完了した割合	83.5%	100%

施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備			
主な取組	(1) 学校施設の計画的な維持管理			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、中長期的な視点に立ち、学校施設の維持管理を推進します。				

具体的な方策	内 容
①学校施設の計画的な老朽化対策の推進	老朽化した学校施設の機能改善と長寿命化を図り、安全・安心に配慮した教育環境の整備を推進します。

関連事業、会議・研修等	
○小中学校校舎屋根外壁改修事業	○小中学校屋内運動場改修事業
○小中学校維持管理事業	

施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備			
主な取組	(2) 学校施設・設備の保全と充実			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
学校トイレの洋式化や施設の計画的な予防保全に努め、快適な学校施設・設備の整備を推進します。				

具体的な方策	内 容
①学校トイレ、エアコン、遊具等の計画的な設置・改修	学校トイレの洋式化や教室及び体育館へのエアコン設置、遊具の改修等、学校施設の現状と課題を把握し、快適な学校環境を目指した施設整備を推進します。

関連事業、会議・研修等	
○小中学校トイレ洋式化事業	○小中学校エアコン設置事業
○小学校遊具改修事業	○学校等屋内運動場エアコン設置事業

施策12 安全を守り、学びを保障する取組の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 子どもたちが巻き込まれる痛ましい犯罪や交通事故の発生、大地震や豪雨等の自然災害の発生、そして新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、近年、子どもたちの日常が脅かされる事件・事故、災害等が多発しています。
- 熱中症や食物アレルギーのアナフィラキシーショックによる救急搬送など、子どもたちの命に関わるような事故を未然に防止する取組が必要なため、本市においても、様々な未然防止対策に取り組んでいます。
- 学校や家庭、地域には、子どもたちに自らの命を守り抜くための意識や行動力を身に付けさせることや、安全・安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが求められています。
各学校では、様々な災害を想定し、避難訓練を実施しています。
- 本市では、令和元（2019）年10月に発生した台風19号（令和元年東日本台風）による被害もたらされました。
また、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、新しい生活様式が必要となり、各学校では様々な対応をしながら教育活動を継続しました。
- 毎年子どもたちに関する交通事故や不審者遭遇事案などが発生していますので、学校では、継続的な安全指導と安全対策を行っています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	交通安全に関する通学路危険箇所の改善率	80.0%	82.0%
2	応急手当普及員全校配置達成率	100%	100%
3	給食センター起因による異物混入件数 ※年間約200日、1日約8,000食の給食提供のうち	7件	0件
4	登下校時の事故発生件数（単年度）	17件	0件

施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進			
主な取組	(1) 子どもたちの安全や学びを保障する取組の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちにとって安全・安心な学校環境の確保に努めます。				

具体的な方策	内 容
①教職員のコンプライアンス遵守の取組	子どもを守る法律等に則り、教職員のコンプライアンス遵守のための取組を推進します。
②学校安全計画及び危機管理マニュアルの不断の検証・改善の推進	学校を取り巻く安全上の課題を捉え、市の関係部署と連携し、各学校の学校安全計画及び危機管理マニュアルを常に検証・改善し、組織的な安全管理に努めます。
③実践的な安全教育の実施	令和元年東日本台風による本市の被害状況を踏まえた安全教育、警察と連携した交通安全教室や不審者対応訓練、緊急地震速報を活用した避難訓練等の実践的な取組を計画的に実施し、子どもたちが安全かつ主体的に行動できる力の育成を図ります。
④緊急情報の共有化の推進	一斉メール配信システム及び学校Webサイトシステムを利用し、子どもたちの安全を確保するための緊急情報を発信し注意喚起を促すとともに、安全情報の共有化を図ります。
⑤学校への応急手当普及員の配置の推進	佐野市消防本部との連携の下、教員対象の応急手当普及員講習会を開催し、取得の推進を図り、応急手当普及員資格者の各学校への配置を推進します。
⑥危機を捉えた迅速な対応の推進	子どもたちに関する様々な危機の現状と課題を捉え、安全・安心な学習環境を整えるために迅速に取り組めるよう努めます。

関連事業、会議・研修等
○学校安全情報共有システム実施事業 ○交通安全教育事業
○小学校ICT環境維持管理事業、中学校ICT環境維持管理事業
○スクールカウンセラー活用事業 ○県スクールソーシャルワーカー活用事業

施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進			
主な取組	(2) 通学路の安全対策の推進			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
佐野市通学路安全対策連絡協議会を組織し、通学路における交通安全、防犯、防災の危険箇所の安全対策を講じます。				

具体的な方策	内 容
①通学路危険箇所の合同点検と安全対策の実施	佐野市通学路安全対策連絡協議会において交通安全、防犯、防災に関する通学路の危険箇所の合同点検を実施し安全対策を講じます。
②子どもたちへの防犯ブザーの貸与と活用の推進	希望する市立学校の子どもたちに防犯ブザーを貸与し、「いつでも鳴らせるように持つ」等の意識化と活用の推進を図り、犯罪被害防止に取り組みます。
③学校支援ボランティア（見守りボランティア）の登録推進と見守り活動の充実	見守りボランティアの登録推進を図り、保護者や地域との連携を強化し登下校の見守り活動の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○通学路安全対策事業	○地域学校協働活動推進事業



通学路の合同点検



交通指導員と
見守りボランティアによる登校指導

施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進			
主な取組	(3) 学校給食の安全衛生管理の徹底			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
学校給食における食中毒、食物アレルギー事故及び異物混入事故等が起こらないよう、徹底した安全衛生管理を行います。				

具体的な方策	内 容
①学校給食の衛生管理の実施	学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）に基づいた衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。
②食物アレルギーへの適切な対応	食物アレルギーのある子どもたちに「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」※1に基づいた食物アレルギー対応食の提供、学校給食の管理と指導の徹底を図ります。

関連事業、会議・研修等
○学校給食センター運営協議会運営事業、学校給食研究会運営事業
○佐野市学校給食食物アレルギー対策事業
○佐野市学校給食食物アレルギー対策委員会
○学校給食主任会議



給食の調理

※1 学校における食物アレルギー対応の手引き：佐野市教育委員会が策定。令和7（2025）年11月に改訂。

施策13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題	
○	<p>これからの高度情報化社会を生き抜くために必要な資質・能力を子どもたちに育むためには、学校で日常的にICTを活用していくことが不可欠で、これまでの学校教育の実践とICTを最適に組み合わせ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るなど、学校教育の質の向上につなげていくことが必要とされています。</p>
○	<p>本市では、令和元(2019)年度に教師用タブレット及び児童生徒が利用するタブレット端末の導入、令和2(2020)年度にはGIGAスクール構想の実現に向け全校に高速ネットワーク及び1人1台端末等の整備を行いました。</p> <p>また、令和4(2022)年度には、大型提示装置(液晶モニタ及び電子黒板)を全校の普通教室に設置し、さらに、令和7(2025)年度には、GIGAスクール構想の更なる推進のため、本市のこれまでの取組を踏まえ1人1台端末の更新を行いました。</p>
○	<p>ICT活用を推進する上で情報セキュリティ対策を講じることは、学校で安心してICTを活用するために必要不可欠です。本市では、平成30(2018)年5月1日に「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」を策定し、情報漏洩の防止等に取り組んでいます。</p>
○	<p>今後も学校のICT環境の整備と活用を計画的に進め、Society 5.0^{※1}時代を生き抜くために必要な資質・能力の育成に努めます。</p>

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「授業で、PC・タブレットなどのICT機器をほぼ毎日使用している。」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	24.5%	100%
2	「ICT機器を、意見を交換したり、調べたりするために使用している。」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	—	100%

※1 Society5.0：サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(第6期科学技術・イノベーション基本計画から抜粋)

施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保			
主な取組	(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、1人1台端末や通信ネットワーク等の学校のICT環境を整え、教育の情報化を推進します。</p>				

具体的な方策	内 容
① 1人1台端末の効果的な活用に関する研修や研究の推進	GIGAスクール構想で整備した1人1台端末を用いてオンラインを活用した学習をはじめ新たな学びを創造するために、効果的な活用等に関する教職員の研修機会の設定や研究の推進を図ります。
② 特別な支援が必要な子どもたちへのICTを活用した支援の推進	不登校児童生徒、病気療養、障がい等により特別な支援が必要な子どもたちに対するICTを活用したきめ細かな支援の検討と取組の推進を図ります。
③ デジタル教科書等の整備	小学校の国語、算数、地図、中学校の国語、社会、数学、理科、英語において指導者用デジタル教科書やその他デジタル資料を導入し、授業での活用を推進します。
④ 情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策8】 【主な取組】(2) 情報活用能力の育成

関連事業、会議・研修等
○ 小学校ICT環境維持管理事業
○ 中学校ICT環境維持管理事業
○ 教育DX推進事業
○ ICT活用研修



1人1台端末活用研修

施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保			
主な取組	(2) 情報セキュリティの確立と徹底			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」※1に基づく安全性の高い情報ネットワークシステムを構築し、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。				

具体的な方策	内 容
①「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」の適切な運用※2	ICT環境や利用状況の変化に伴い、「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、必要に応じて見直し、安全性の高い情報ネットワークシステムの構築や教職員のセキュリティ意識の向上に努め、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。
②個人情報の適切な管理	「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」に基づき、子どもたちの個人情報を適切に管理するとともに、情報漏洩や不適切な情報の取扱いに対する対策の徹底を図ります。

関連事業、会議・研修等
○佐野市教育情報セキュリティ委員会



教職員が校務で利用するパソコン(左)
児童生徒及び教職員が授業で利用するパソコン(右)

※1 佐野市学校教育情報セキュリティポリシー：市立学校の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のこと。平成30(2018)年5月1日策定。令和3(2021)年5月1日改訂。
 ※2 本市では、教職員は2種類のパソコンとネットワーク（校務で利用するパソコンと校務用のネットワーク、授業で利用するパソコンと授業用のネットワーク）を用いて日々の業務や授業を行っています。児童生徒が授業で利用するパソコンは、フィルタリングを利用し、有害情報から守る仕組みを構築しています。さらに、教職員は、毎年必ず情報セキュリティの研修を受けています。

施策14 学びのセーフティネットの構築と充実

人づくりの柱との関連

人材育成	—	環境整備	○
------	---	------	---

現状と課題

- 児童虐待、家庭の経済的困窮により子どもの学ぶ権利が保障されない事案が数多く発生しています。
令和5（2023）年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、20万件を上回り、その数は年々増加しています。^{※1}
- 我が国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われ、家庭の経済的困窮によって子どもたちが厳しい成育環境に置かれています。
困窮により教育の機会が得られないために、不安定な就労を招き、次の世代であるその子どもも貧困となるという、いわゆる貧困の連鎖が大きな問題となっています。
- 子育て世代の経済的負担軽減のため、給食費の無償化が注目されている一方で、無償化の実現のためには安定的かつ恒久的な財源確保が課題です。
本市では、学校給食費の無償化を目指し取組を進めています。
- 市独自の取組として、児童・生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士の資格を有する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を市教育センターに配置しており、学校と家庭、関係機関等をつなぐ役割を担い、課題解決に向けた支援に努めています。
- 経済的な理由で学びを断念しないように貧困家庭への就学援助制度の充実や大学進学者に対する奨学金制度の充実にも努めています。
- 今後もすべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう学校と市教育委員会、関係機関、関係各課が緊密に連携し「学びのセーフティネット」を構築し機能させていくことが必要とされています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
I	市奨学金制度の利用率（単年度）	100%	100%

※1 こども家庭庁「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」より

施策14	学びのセーフティーネットの構築と充実			
主な取組	(1) 虐待の早期発見・早期対応			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
子どもたちの日常の様子を注視し、虐待の兆候をつかみ、学校と関係機関等が連携し、その早期発見・早期対応に取り組みます。				

具体的な方策	内 容
①日常的な観察と関係機関等と連携した迅速な対応	日常的な観察を通して虐待の兆候をつかむとともに、児童相談所や市こども家庭センターの関係機関等や弁護士等の専門家と連携した迅速な対応に努めます。
②スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進 【施策2】 【主な取組】 (3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

関連事業、会議・研修等
○市教育センターにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置 ○県スクールソーシャルワーカー活用事業 ○弁護士等の専門家との連携



教育相談担当者の打合せ



スクールソーシャルワーカーによる教育相談

施策14	学びのセーフティネットの構築と充実			
主な取組	(2) 就学援助制度の充実			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
保護者の経済力に関わらず、子どもたちが安心して義務教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭に対して就学支援の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①就学援助制度の充実	<p>経済的理由により就学に支障をきたしている子どもたちの保護者に、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費等の一部を支給します。</p> <p>また、新入学の子どもたちに対して、新入学の学用品費に限り入学前支給を実施し、入学を不安なく迎えらるよう支援します。</p>

関連事業、会議・研修等	
○就学援助制度	○小中学校就学援助事業

施策14	学びのセーフティネットの構築と充実			
主な取組	(3) 奨学金制度の充実			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
学ぶ機会の確保につながる奨学金貸与制度や本市への定住促進を目的とした佐野市返済助成制度を通して、本市の未来を担う人材に対し支援の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①奨学金貸与制度の充実	広く人材を育成することを目的として、経済的理由により大学等に就学が困難な方に奨学金を貸与します。
②奨学金返済助成の充実	佐野市内への定住促進を図ることを目的として、佐野市奨学金の貸与を受けた方で奨学金等の返還をしている若者に返還の一部を補助金として交付します。

関連事業、会議・研修等	
○奨学金貸付事業	○佐野市奨学金返済助成事業

施策14	学びのセーフティネットの構築と充実			
主な取組	(4) 学校給食の無償化			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
子育て世代の経済的負担軽減のため、学校給食費の無償化を目指します。				

具体的な方策	内 容
①学校給食費の無償化の実現	国や県と連携し、市立学校の学校給食費の無償化を実現します。
②食物アレルギー等により給食の提供を受けられない児童生徒への対応	公平性の観点から、学校給食費の無償化の恩恵を受けられない児童生徒へ給食費相当額を支給するなどの対応を学校給食費の無償化の実施と併せて検討します。

関連事業、会議・研修等
○南部学校給食センター児童生徒給食費
○北部学校給食センター児童生徒給食費



南部学校給食センター



北部学校給食センター



給食(通常食)



給食(アレルギー対応食)

施策15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題
<p>○ 学校はこれまで社会の要請を受けて子どもたちに関わる様々な業務を担い、その結果として教職員の長時間労働の深刻な実態が明らかとなりました。全国の学校現場では教育委員会の支援により、教職員の業務改善や部活動負担の軽減等の様々な改革に取り組み、時間外勤務時間の縮減を図っています。</p> <p>○ 本市でも教職員のこれまでの働き方を見直し、佐野市立小・中学校長会と連携し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身ともに健康で教育活動に専念できるように働き方改革を推進してきました。</p> <p>○ 業務改善を行い働き方改革の推進を図るためには、働き方そのものの価値観の転換が必要になります。本市では、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、計画に基づいた具体的方策により、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保します。</p> <p>○ 佐野市立小・中学校長会と連携し、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいて、教職員の負担軽減や意識改革を進め、教職員がいきいきと教壇に立てるよう取組を推進していきます。</p>

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	ストレスチェック「健康リスク」の総合ポイント	80.6 ポイント	75ポイント 以内
2	平均退勤時刻	18:19	17:50
3	平均時間外在校等時間	42時間8分	30時間0分

施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり			
主な取組	(1) 学校における働き方改革の推進			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
教職員が心身ともに健康でやりがいをもって勤務し、教育の質をより高めることができる環境づくりを目指し、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいた働き方改革を推進します。				

具体的な方策	内 容
①保護者、地域と連携した学校の働き方改革の推進	学校は、保護者、地域住民等と業務分担の在り方を検討するとともに、優先順位を踏まえた業務の精選・見直しを進め、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいた学校運営の改善を図ります。
②スクール・サポート・スタッフ（SSS）の配置と活用の促進	学習プリントの印刷や授業準備等を教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフ（SSS）を市立学校に配置し、教員がより子どもたちへの指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。
③校務支援システム等の活用による学校事務の適正化・効率化の推進	校務支援システムや学校徴収金管理システムの活用、学校給食費の公会計化により、学校事務の集約化・平準化を図り、その適正化・効率化を推進します。
④学校事務の共同実施の推進	市立学校を4ブロックに分け、学校事務の共同実施を推進し、学校事務の効率的な執行に努めます。
⑤部活動地域展開の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】
⑥持続可能な部活動の実現 [再掲]	【施策3】 【主な取組】(1) 体力向上に向けた体育活動の充実

関連事業、会議・研修等	
○小中学校スクール・サポート・スタッフ配置事業	
○共同学校事務室協議会	○部活動地域展開推進事業
○中学校運動部活動指導者派遣事業	

施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり			
主な取組	(2) 教職員の心身の健康の保持増進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
生活習慣病健診やストレスチェック等の実施を通して、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①生活習慣病健診の実施	教職員の生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び自らの健康の保持に資することを目的に、生活習慣病健診を実施します。
②ストレスチェックと面接指導の実施	全教職員を対象としたストレスチェックと必要に応じた面接指導を実施し、教職員のメンタルヘルス不調を把握し適切な支援に努めます。
③衛生管理者・衛生推進者の配置と会議・研修会の開催	学校に衛生管理者 ^{※1} もしくは衛生推進者 ^{※2} を配置し、教職員が安全かつ健康的に職務に当たることができるよう、職場環境の整備を図るとともに、衛生管理者・衛生推進者対象の研修会や会議を開催し、能力向上に努めます。

関連事業、会議・研修等	
○小中学校健康管理支援事業	○教職員のストレスチェックの実施
○衛生管理者・衛生推進者研修会	○衛生委員会

※1 衛生管理者：常時50人以上の県費負担教職員が勤務する学校に配置します。

※2 衛生推進者：常時50人未満の県費負担教職員が勤務する学校に配置します。

施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり			
主な取組	(3) 学校支援体制の充実			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
学校の教育活動を円滑かつ効果的に展開することができるよう、さわやか教育指導員等の配置などの学校支援体制の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援学級支援員の配置	さわやか教育指導員 ^{※1} 、さわやか健康指導員 ^{※2} 、特別支援学級支援員 ^{※3} を配置し、子どもたちの相談相手や学習・生活の支援、保健教育活動の支援等の充実を図ります。
②スクーリングサポーターの配置と活用の促進	市教育センターにスクーリングサポーター ^{※4} を配置し、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの支援の充実を図ります。
③スクールカウンセラーの配置と活用の促進	子どもたちの心理に関する高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー ^{※5} を市立学校に配置し、教育相談体制の充実を図ります。
④心の教室相談員の配置と活用の促進	心の教室相談員 ^{※6} を市立学校に配置し、子どもたちが悩み等を気軽に相談できる環境を作り、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう支援します。
⑤情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策8】 【主な取組】(2) 情報活用能力の育成

※1 さわやか教育指導員：学校内における児童生徒への声掛けや教育相談、授業中における児童生徒の学習活動への支援等を行います。

※2 さわやか健康指導員：健康管理上の支援が必要な児童生徒への補助や児童生徒の健康相談等を行います。

※3 特別支援学級支援員：特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行います。

※4 スクーリングサポーター：特別な教育的支援を必要とする児童生徒の巡回相談や発達相談、学校との情報交換、保護者への支援を行います。

※5 スクールカウンセラー：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員や保護者に対する助言・援助等を行います。

※6 心の教室相談員：児童生徒が悩みやストレス等を気軽に話せる環境づくりに努め、相談業務を行います。

具体的な方策	内 容
⑥スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進〔再掲〕	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進
⑦スクール・サポート・スタッフ（SSS）の配置と活用の促進〔再掲〕	※参照先 【基本的方向2】 【施策15】 【主な取組】(1) 学校における働き方改革の推進

関連事業、会議・研修等	
○スクーリング・サポート事業	○スクールカウンセラー活用事業
○県スクールソーシャルワーカー活用事業	○心の教室相談員活用事業
○情報教育アドバイザー活用事業	
○小中学校スクール・サポート・スタッフ配置事業	



さわやか教育指導員



スクール・サポート・スタッフ



スクールカウンセラーによる
教職員への研修



スクーリングサポーターによる
教職員への研修